主 文 原判決を破毀し、本件を大阪高等裁判所に差戻す。 理 由

上告理由は、別紙上告理由書記載の通りである。

原判決の理由の部によれば、原審は、上告人家の戸主Aが、昭和十五年五月二十日及同年六月十日の兩度に、いづれも、金額を五千圓、受取人を被上告人と記載し、満期その他の要件を白地のままとした約束手形各一通を振出し、被上告人は、その後補充權に基いて、前の手形の満期を昭和十三年五月十九日、後の手形の満期を同年六月九日と記載した外、各手形の振出地及び支拂地をいづれも紳戸市、支持場所を自宅と記載してこれを所持しておる事實、並びに上告人家の家督相続が、右名からB及びCを経て上告人によつて爲された事實を認定したうえ、上告人から提出した、被上告人が右Aのために負擔した保證債務を履行しない限り、上告人による手形金を支拂う義務がない、と云う趣旨の抗辯を排斥して、右二通の手形金及びこれに對する本件訴状送達の翌日以降の法定利息の支拂を求める、被上告人の本訴求を認容したことが明かである。

「会」という。 「会」という。 「会」という。 「会」という。 「会」という。 「会」という。 「会」という。 「会」という。 「会」という。 「会」をは、一年を取扱機關を経由して所轄税務署に 提出して、その財産申告を為すことが必要であり、これをしない場合には、爾後名 手形上の請求を為すことができず、又上告人が手形義務者として、辯済その他債務 を免るべき行為をしても、その效力を生じないことは、昭和二十一年勅令第八條、第 を免るべき行為をしても、その效力を生じないことは、昭和二十一年勅令第八條、第 「会」にも変りがない。しかるに、原審は、右日時後なる昭和二十二年四月一日に、本件の口頭辯論を終結しながら、本件各手形について、その権利行 世の要件たる前記の申告が為されたか、どうかと云う點に關しては、被上告人の本訴請求を認 での要件を求めることなく、なんら審理判断をしないで、被上告人の本訴請求を認 でしたのは、審理を尽さない違法があるものと云うことができる。

原判決はこの點において破毀を免れない。よつて、民事訴訟法第四百七條に従つ て主文の通り判決する。

(裁判長判事 箕田正一 判事 玉井忠一郎 判事 大野璋五 判事 柳川昌勝 判事 多田威美)